

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）
に対する経済産業省からの意見

<項目 3（2）>

- 移譲対象の機関として、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所のみを掲げているが、3省のみに限定することなく、国の出先機関全体を移譲対象機関とすべきである。

（理由）既に沖縄県から内閣府沖縄総合事務局の移管要望があり、四国知事会から農政局の移管検討の意思表示がなされている。逐次法改正をすることなく、地方の要望に対応できるようにするべきである。また、他省との共管の事務もあり詳細な検討が必要。

- 移譲対象の事務を3機関の事務等とし、特例法において法律名を列挙することだが、個別事務の議論は、今回の特例法とは切り離して、別途丁寧に法律上の措置を講じていただきたい。

（理由）個別事務に関しては、個別作用法の規定で出先機関へ委任されている事務とあわせ、通達等で委任されている事務や、作用法に規定がなく設置法に基づいて実施されている事務がある。現状では作用法に規定されていない事務の扱いが不明瞭であるなど「丸ごと移譲」と矛盾する可能性が高い。移譲に支障のないよう丁寧に制度づくりをするべきである。

<項目 4－③>

- 「当該特定広域連合が移譲事務等をより効果的かつ効率的に実施するため、移譲事務等とこれに関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を当該広域連合において実施するよう努めなければならない。」を「…実施しなければならない。」に変更するべきである。

（理由）構成地方公共団体の事務の持ち寄り、本制度の基本理念の柱のひとつであり、かつ、制度利用主体となる地方自治法上の広域連合は、同法の規定上、事務の持ち寄りなくしては成立しないため。

<項目 5>

- 事務等移譲基本方針に定める事項に、「移譲事務等を効果的かつ効率的に実施するために当該移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等に関する事項」を追加していただきたい。

（理由）構成地方公共団体の事務の持ち寄り、本制度の基本理念の柱のひとつであるため。

<項目 8⑥、⑦>

- 緊急災害対策本部の設置の有無にかかわらず、地震、台風、水火災その他の非常事態の場合においては、国の行政機関の長が特定広域連合の長に対して、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを「指示」することができるようにすべきである。

（理由）経済的・社会的に重要な拠点での非常事態や局地的な災害など緊急災害対策本部が設置されない場合においても、必要十分な緊急時対応を確保するため。